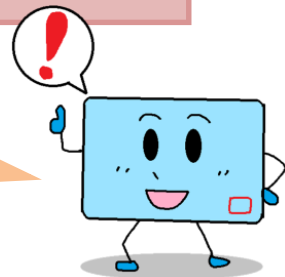




総務ご担当者様に知っていただきたい 保険証の正しい使い方

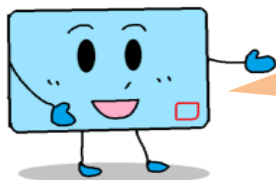
保険証は、受診のつど、提示してください



保険証は、健康保険に加入していることを証明するものです。
これを医療機関などの窓口へ提示することにより、医療費の一部を
負担するだけで、必要な医療を受けられることとなります。

(70歳以上の方は、保険証のほか、「高齢受給者証」もあわせて提示してください)

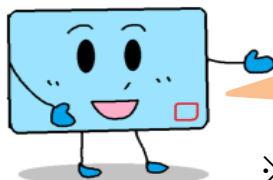
年齢	医療費の負担割合
小学校就学前	2割
小学生～70歳未満	3割
70歳～74歳	2～3割



仕事中や通勤途上のケガは、保険証を使えません

※仕事中や通勤途上のケガは、健康保険ではなく、
労災保険から給付を受けることとなります。

(誤って、保険証を使用されると、後日、医療費(7～8割)を返金いただくこととなります)



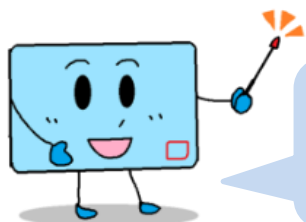
保険証を使用できるのは退職日までです

※「退職した月末まで使える」と考えていませんか？
退職日の翌日から保険証はご使用いただけません。
退職されたときや扶養でなくなったときの保険証は
速やかに回収して、ご返却ください。

(退職日の翌日以降に保険証を使用されると、後日、医療費(7～8割)を返金いただくこととなります)



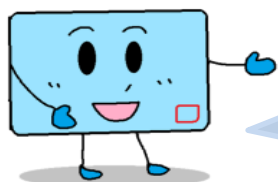
総務ご担当者様に知っていただきたい 保険証の正しい使い方



古い保険証は早急にご返却ください

※「新しい保険証が届いてから前の保険証を返却すればいい」と考えていませんか？古い保険証は資格喪失しているため、持っていても使うことはできません。

保険証が返却されないと、従業員様のご自宅に「保険証返却をお願いする文書」が送付されてしまいます。



電子申請の場合も、
保険証は早期返却が必要です

※「電子申請は郵送が不要」と考えていませんか？電子申請の場合であっても保険証は郵送にてご返却いただく必要があります。早期返却をお願いします。